

事業事前評価表
国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 基本情報

国名：ウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）

案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）

G/A 締結日：2020年8月18日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウズベキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1）経済インフラの更新・整備

旧ソ連時代に整備されたエネルギー・運輸・都市基盤等の経済インフラの老朽化が進む一方で、周辺諸国との関係改善により経済活動の活発化が見込まれ、さらに将来的な連結性の強化や目指されている。特にインフラ開発を担う国営企業等の経営やインフラの運転・維持管理を担う人材の育成が急務であり、その解決の支援として当事業が位置付けられる。

2）市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

大統領主導の政治・経済改革においてガバナンス強化・法の支配の確立は最優先課題であり、また経済成長を支える産業の柱をつくるために、民間セクターの活性化やイノベーション政策の推進が不可欠である。開かれた国づくりに向けた改革をさらに後押しし、投資拡大による経済成長の基盤をつくるための人材の育成が急務であり、その解決の支援として当事業が位置付けられる。

3）農村・地方開発

国民生活の豊かさを実現する人間中心の国創りのために、国民の3割が従事し、地方部の雇用を支える農業の振興や、人間の安全保障を支える保健・教育分野の社会サービスの改善が重要な課題である。こうした分野で国民のニーズを的確に理解し、政策提案や実施を担う人材の育成が求められており、その解決の支援として当事業が位置付けられる。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ウズベキスタン共和国国別開発協力方針（2017年3月）「経済成長の促進と格差の是正に向けた支援の実施」を基本方針とし、「経済インフラの更新・整備（運輸・エネルギー）」、「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」、「社会セクターの再構築支援（農業・地域開発、保健医療）」を重点分野として定めている。また、対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年11月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は、本方針に基づき以下三つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- ① 経済インフラの更新・整備：開発課題として「経済インフラの更新・整備」が含まれる。（SDGs ゴール 7、11）
- ② 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援：開発課題として「ビジネス環境整備」「法体系整備」「公共財政運営管理」が含まれる。（SDGs ゴール 8、9、16）
- ③ 農村・地方開発：開発課題として「農業・水資源管理」「保健政策・行政」「教育」が含まれる。（SDGs ゴール 2、3、4、6）

また、本事業は行政官の育成を通じて行政能力の向上に資するもので、事業全体を通じて SDGs ゴール 4「質の高い教育の確保」に貢献するものである。

（3）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとしては、英国、韓国、ドイツが挙げられるほか、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

3. 事業概要

（1）事業目的

ウズベキスタンの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 19 名（修士課程 18 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、ウズベキスタンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を

事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

291 百万円（概算協力額（日本側）：291 百万円、（ウズベキスタン側）：0 円）

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ウズベキスタンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ウズベキスタン政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：閣僚会議、高等中等専門教育省、投資対外貿易省、在ウズベキスタン日本国大使館、日本人材開発センター、JICA ウズベキスタン事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：特になし
- 2) 他援助機関等の援助活動：特になし

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2020 年）	目標値（2026 年）
留学する学生数（人）：	0	18

修士		
留学する学生数（人）： 博士 ¹	0	1
留学生の学位取得率 （％） ²	0	95

（２）定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件

特になし。

（２）外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

この点を受け、平成 20 年度以降新方式による JDS 事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4 期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

本事業は、ウズベキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協
力方針・分析に合致し、若手行政官の育成を通じて、タジキスタン政府の各対
象分野における課題解決能力の向上に資するものである。さらに、本事業は、
質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4 に貢献するものであることから、
本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査
を行い、取りまとめる。

以 上